

入札公告をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

この度公告する浦山ダム管理用制御処理設備工事の主な内容は、以下のとおりです。(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

一. 施工内容等について

- ①工 事 名 浦山ダム管理用制御処理設備工事
- ②工 期 契約締結の翌日から平成30年3月15日まで
- ③施工内容 本工事は、浦山ダムの円滑なダム管理に必要なダム管理用制御処理設備の更新を行い、併せて当該設備の引渡し後の点検を行うものである。
ダム管理用制御処理設備の設計、製作、据付、調整、撤去及び点検 1式

二. 競争に参加するための資格について

- ①水資源機構の競争参加資格 電気工事
- ②建設業法の許可業種 電気通信工事業
- ③同種工事の施工実績 元請けとして、ダム又は可動堰(起伏式ゲートのものを除く。)における管理用制御処理設備(平常時及び洪水時における、水文情報・ダム等諸量の収集演算処理機能、ゲート制御機能及び関係機関等へ情報を伝送する機能を有する設備)を設置した実績を有することを要件としています。
- ④配置予定技術者の資格 上記③に示す工事経験を要件とし、専任の必要がありますが、一部期間は専任を必要としません。
- ⑤工事成績評定点 平成21年及び平成22年の2年間に元請として完成・引渡しが完了した当機構発注の電気工事の工事成績評定点の年平均点が2年連続で65点未満でないこととしています。ただし、当該年において施工実績がない場合は、その当該年の工事成績評定点は65点と見なします。
- ⑥その他欠格要件に該当しないこと

三. 入札・開札までのスケジュールについて

- ①入札説明書、仕様書等の配布期間 平成24年1月30日～平成24年2月17日
- ②競争参加資格申請書及び資料の提出期限 平成24年2月17日
- ③入札書提出期間
郵送による場合 平成24年3月12日～平成24年3月16日
持参による場合 平成24年3月15日から開札の日時まで
- ④開札 平成24年3月19日14:00(入札に参加される場合は、当日開札に立ち会うことができます)

四. その他

本件に関し、入札説明書等の交付を希望される方は、FAXにて「件名及び入札説明書等交付希望」の旨を記載いただき、下記までご請求ください。

併せて、本公告にご不明な点等がございましたら、ご遠慮無くお問い合わせください。

本件に関する問い合わせ先
荒川ダム総合管理所 総務課 児島
TEL: 0494-23-1431 (内線224)
FAX: 0494-23-7912

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月30日

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長 松枝 修治

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 浦山ダム管理用制御処理設備工事
- (2) 工 事 場 所 埼玉県秩父市荒川久那地内
- (3) 工 事 内 容 本工事は、浦山ダムの円滑なダム管理に必要なダム管理用制御処理設備の更新を行い、併せて当該設備の引渡し後の点検を行うものである。
ダム管理用制御処理設備の設計、製作、据付、調整、撤去及び点検 1式
- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成30年3月15日まで
う ち 設備の工事に係る期間
： 契約締結の翌日から平成25年3月31日まで
当該設備の点検に係る期間
： 平成25年4月1日から平成30年3月15日まで
- (5) そ の 他 1) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式（簡易型）」の工事である。価格以外の要素として、企業の技術力を評価することとし、入札時に企業の技術力として、「施工上配慮すべき事項」と「安全管理に留意すべき事項」の施工計画の提出を受け付けることとする。
2) 本工事は、ダム管理用制御処理設備の機器製作及び据付調整工事（以下「工事」という。）を行い、当該設備について引渡しを行った後、当該設備の点検を行う工事・点検一体型の試行工事で、工事に係る工事価格と点検に係る点検価格の総価により契約する。
3) 本工事は、設計と施工を一括して発注する詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）が発注した工事のうち、本入札公告の日から過去2年以内に元請として完成・引渡し完了した工事の請負契約において、次のいずれかに該当したと認められる者
- (A) 契約の履行に当たり、故意又は重大な過失により工事を粗雑にした者
- (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた者
- (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (F) (A)から(E)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ③ 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続の開始若しくは「民事

再生法」(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始がなされ一般競争(指名競争)参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者

- ④ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - ⑤ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 当機構における平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格業者(建設工事)のうち電気工事の認定を受けており、建設業法の電気通信工事業の許可を受けていること、及び平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格業者(物品製造等)のうち業務区分の「役務の提供(建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理)」の認定を受けており、かつ、営業品目の「自動制御装置等」に登録していること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争(指名競争)参加資格の再審査に係る認定を受けていること。)

なお、本公告時に当該資格の認定を受けていない者も4.(3)により一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争に参加する資格について確認する資料(以下「資料」という。)を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

また、本工事に経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。事業協同組合についても同様とする。

- (3) 入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。
- (4) 入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を本工事の契約締結の翌日から設備の引渡しまでの間、専任で配置できること。ただし、入札説明書7.(3)②(F)に示す期間の専任は要しない。
- (5) 入札説明書に記載する体制を有していること。
- (6) 提出された施工計画書の内容が現場条件を踏まえており、適正であること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (8) 平成21年及び平成22年の2年間に元請として完成・引渡し完了した当機構発注の電気工事の工事成績評定点の年平均点が2年連続で65点未満でないこと。
- (9) 設備の引渡し後の点検期間においては、入札説明書に掲げる基準を満たす点検管理責任者(以下「配置予定点検管理責任者」という。)を配置できること。なお、配置予定点検管理責任者は、自らと雇用関係にある者でなければならない。
また、点検期間においては、配置予定技術者及び現場代理人の配置を要しない。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 警察当局から、当機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価落札方式に関する事項

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

(1) 評価項目

評価項目は、次に示す事項とし、詳細は入札説明書による。

- ① 同種工事の施工実績
- ② 工事成績評定点
- ③ 優良工事請負者表彰の有無
- ④ 品質管理、安全管理等に関する書面注意・口頭注意の有無
- ⑤ 当該工事関連分野での技術開発の実績
- ⑥ VE提案等の実績
- ⑦ 配置予定技術者の工事経験等
- ⑧ 施工計画

施工計画は、「施工上配慮すべき事項」と「安全管理に留意すべき事項」について評価する。

(2) 総合評価の方法

総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

- ① 価格点の算定は、以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$
- ② 技術点の算定は、上記(1)の①～⑧の評価項目について評価した結果、得られた評価点数の合計値が最も高い者に技術点10点を付与し、その他の者は評価点数の合計値に応じ比例配分して得られる技術点を付与する（小数点以下第2位を四捨五入）。

(3) 落札者の決定

入札価格が予定価格（工事価格と点検価格の総価）の範囲内である者の中から、評価値が最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 施工計画書の提出

施工計画書は、入札説明書に基づき作成し、申請書及び資料と併せて提出すること。

(5) 施工計画の採否

施工計画の採否については、競争参加資格の確認通知に併せて書面により通知する。

施工計画書に関して、「施工計画を提案する」と意思を示した者は、価格及び採用された施工計画をもって入札を行う。施工計画に関して、予め「施工計画を提案しない意思（「標準案で施工する」）」を示した者及び施工計画の内容がすべて不採用であった場合において、「標準案で施工する」との意思を示した者は、価格及び標準案をもって入札を行う。

これに違反した入札は無効とする。

(6) 施工計画の履行の確保

採用された施工計画の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

受注者の責により、入札時の施工計画（「施工上配慮すべき事項」と「安全管理に留意すべき事項」をいう。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。請求金額の算定は以下のとおりとする。

$$\text{請求金額} = \text{当初の請負代金額} \times (\text{当初の評価値} - \text{再計算後の評価値}) / 100$$

ここで、再計算後の評価値とは、実際に確認できた施工計画に基づき再計算した評価値である。

併せて、工事成績評定点を減ずる措置を行うこととし、減点は「施工上配慮すべき事項」について最大3点、「安全管理に留意すべき事項」について最大3点とする。

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

4. 入札手続等

(1) 担当部署

〒369-1801 埼玉県秩父市荒川久那4041
 独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所 総務課 児島
 電話 0494-23-1431 FAX 0494-23-7912

(2) 入札説明書の交付期間等

- ① 交付方法： 別途指定するホームページからのダウンロードによる。
なお、ホームページのアドレスについては、(1)まで問合せされたい。
- ② 交付期間： 平成24年1月30日（月）から平成24年2月17日（金）まで。
- ③ 交付費用： 交付費用は無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出方法： 提出場所へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留その他配達の記録が残る方法に限る。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- ② 提出期間： 平成24年1月31日（火）から平成24年2月17日（金）まで。
ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日9時から17時まで（12時10分から13時までを除く。）。
- ③ 提出場所： (1)に同じ。

(4) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時及び場所

- ① 提出方法： 入札書は郵送（一般書留、簡易書留その他配達の記録が残る方法に限る。）又は持参により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- ② 提出期間： 郵送による場合は、平成24年3月12日（月）から平成24年3月16日（金）までに(1)に到着した入札書に限り有効とする。
持参による場合は、平成24年3月15日（木）から開札の日時まで。
- ③ 提出先： (1)に同じ。ただし、開札の日時に立会いの上提出する場合は、⑤の開札場所。
- ④ 開札日時： 平成24年3月19日（月）14時00分
- ⑤ 開札場所： 独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所

(5) 入札執行回数

入札執行回数は、1回とする。

5. その他

(1) 使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金
入札参加者の入札保証金の納付は免除する。
- ② 契約保証金
受注者は、工事価格を対象とした契約保証金を当機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格（工事価格と点検価格の総価）の制限の範囲内で3.(2)の評価値が当機構にとって最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格（工事価格と点検価格の総価）の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、3.(2)の評価値が当機構にとって最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

(5) 低入札価格調査

工事に係る低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行が

なされないおそれがあると認められるか否かについて「低入札価格調査」を行う。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約

低入札価格調査を受けた者との契約は、契約保証の額については工事価格に対する請負代金額の「10分の1以上」を「10分の3以上」とし、また、前払金の割合について工事価格に対する請負代金額の「10分の3以内」を「10分の2以内」とする。

(7) 契約書作成の要否

契約書を作成することとする。

(8) 配置予定技術者の確認

落札者の決定後（契約締結後）、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばない（解除する）ことがある。なお、種々の事情からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し換えは認めない。

(9) 別に配置を求める技術者

当機構が別に定める調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1名、現場に配置しなければならないことがある。

(10) 申請書及び資料の内容のヒアリング

申請書及び資料の内容のヒアリングは原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

関連情報を入手するための照会窓口は、4.(1)に同じ。

(12) 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、当該機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。

(13) 詳細は入札説明書による。